

図2 歯周病と全身疾患の関わり

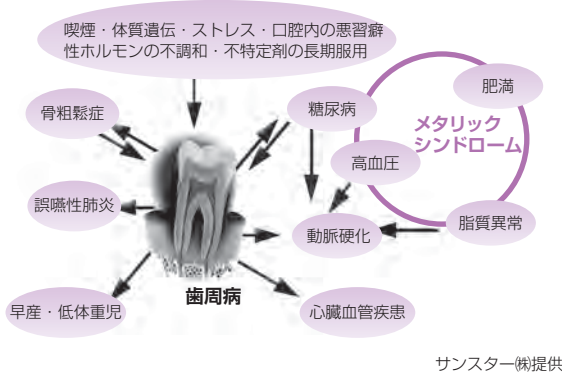
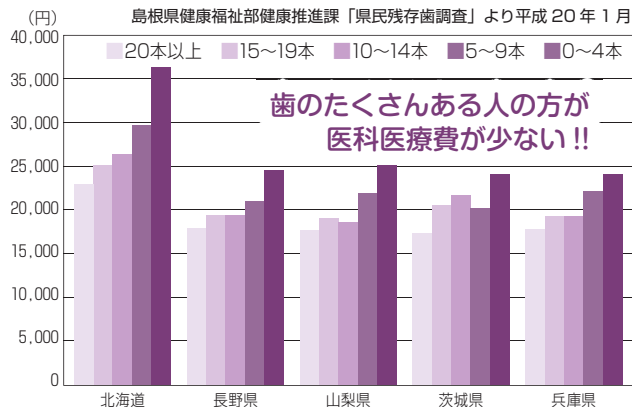


図3 1か月の現存歯別“医科医療費”



歯周病検診はもうお済みですか？

受診期限が迫っています

本年度から始まりました歯周病検診は、年度中に40歳・45歳・50歳・55歳・60歳を迎える組合員さんを対象にした新しい検診です。

たかが歯のこと、口の中とお思いにならないでください。近年、歯周病が糖尿病などの全身疾患に深く関係していることが分かってきました。

この検診はその疾患への足がかりとなりうる歯周病を早期発見、治療を行うことを目的としています。

今年度の受診対象となられる方に配布いたしました受診券数は2,061件のところ、10月末で本組合に「歯周病検診費用請求書」により使用されたと確認できる件数は107件に留まっているのが現状です。

この受診券の有効期限は平成24年3月31日までとなっていることから受診対象者の皆さんは早めの受診をお願いいたします。

- 対象者 平成23年度内に40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の年齢に到達する組合員
- 検診期間 受診券配布後から平成24年3月31日まで
- 検診の方法
 - ①歯周病検診の該当者には、当共済組合より「受診券」及び「受診票（問診票）」等を所属所を通じ配布いたしました。
 - ②歯周病検診実施歯科医院一覧表から希望する歯科医院に電話予約します。
 - ③検査要綱に沿った歯周病検診を行います。
※検診結果に基づく歯の治療を行う場合は、保険診療となりますので、「組合員証」をご持参ください。
 - ④検診終了後、検診結果に基づき指導及び説明があります。
- 検診料 4,000円（共済組合負担額3,000円・自己負担額1,000円）
検診当日、窓口一旦全額（4,000円）をお支払いいただき、後日、所属所共済事務担当課を通じ「歯周病検診費用請求書」により当共済組合にご請求いただくことで、自己負担額を除く共済組合負担額を給付金等振込口座に送金いたします。

●お願い●

歯周病検診費用請求書とともに領収書及び受診票（共済組合提出用）を提出くださいますようお願いいたします。当共済組合では、それらの結果について集計し、今後の皆さんの歯の健康管理に役立てていくこととしております。